

令和 4 年度第 3 回バリアフリー吹田市民会議 議事録

開催日時:令和 5 年 2 月 6 日(月)午前 10 時 00 分～正午

開催場所:対面にて開催

出席者:バリアフリー吹田市民会議委員

衆田智代委員、宇都雪人委員、岸下富盛委員、波那本豊委員、福西義信委員、細田捷代委員、石本健二委員、渡部恵介委員

(欠席)柴田昌彦委員、長井敬二委員、西岡弘子委員、黒葛原富士子委員

(1) 土木部 地域整備推進室 清水参事、荒井参事、杉澤主幹

(2) 同 道路室 石坪参事、浅井主幹、石瀬主査

事務局:福祉部障がい福祉室 西村室長、長尾主幹、三浦主査、

会議次第:Ⅰ 開会

(1) 委員紹介

(2) 市職員紹介

Ⅱ 案件説明・討論

(1) 上の川周辺整備事業における府道吹田箕面線の道路整備について

(2) 市道岸部南 1 号線道路改良について

【(1)担当室課説明】

A委員: ただいま御説明がございました 2 件の案件。今、事務局の方から説明がございました通り、案件に関わらず道路関係のことについても、御意見、感想等あればお願いします。

B委員: 上の川と岸部南、どっちにしても、せっかく新しく改良して作っていくのですから当事者の意見がなるべく反映されるようにお願いしたいです。それと、点字ブロックの敷設については、このバリアフリー市民会議にも当事者委員がいますが、必ず視覚障がいの当事者意見を反映してもらうようにしてください。それと、この歩道の宅地側は 2 メートル以上となっていますが、まだはっきりとは決まっていないのでしょうか。

担当所管: 上の川のほうで説明させていただきますと、両方とも有効幅員 2 メートル以上確保します。

B委員: 遊歩道の方の入口ですか、バリカー設置されますよね。吹田市内には公園もたくさんあります。JR 吹田から岸部の方に続く建都レールサイド公園、あそこにもバリカーがあります。バリカーがあると車椅子では、入りづらいです。だから自転車が入れないようにするためにというのは、イコール、車椅子も入りにくいようになります。どういうバリカーを設置するかとかも当事者の意見を聞いて欲しいです。それと、岸部南の方、縁石の高さはどれぐらいを考えているのですか。

担当所管: 15 センチから 20 センチぐらいを考えています。

B委員: 夜になったらもう真っ暗ですね。そこを車椅子で通ったら、縁石に当たる可能性もあ

るので夜行ランプや反射板みたいなものをつけていただけたらと思います。法律に従って歩道の幅も結構あって、狭くはないのでいいと思います。とりあえず私の方からは、以上です。

C委員： 今回、道路というのが、このバリアフリー市民会議で諮られるということですが、この市民会議は本来施設側のことを検討するという会議だと思いましたが、施設も、道路も交通も一緒になってバリアフリーを考えていけたら、より一層バリアフリーの考えが広がるかなと思います。あとバリアフリーに関してですが、こういう会議の時に、なかなか手持ちの資料だけでは、私たちはページをめくったりしにくいし、文字が小さかったりするので、プロジェクター等で映していただきたいと思います。案件の内容についてですが、上の川の道路に関しては遊歩道と道路と、両方に分けられているということですけど。川沿いには遊歩道、住宅側には歩道、一般的なアスファルト舗装ということでされていると思うのですが、これは何か違いを作った意図があるのでしょうか、ということがまず1点。続いて、この道路、遊歩道の材質について。この材質は岸部の建都に続く道路と同じような材質なのかが2点目。3点目、点字ブロックを敷かれるということですけど、点字ブロックの注意点として、いわゆる住宅側にあったりとか道路側にあったりと、危険性はどっちにしても出てくるのですけど、端っこに点字ブロックを敷いたせいで市民の方が怪我をしたりとかもあるので、道路も2メートル以上をしっかりと取っていただけるってということなので、点字ブロックに関しては歩道の中央に近いところに敷いてもらいたいと思います。4点目としては、ガイドラインに則してされていると思いますが、点字ブロックの輝度、明るさっていうのを注意してもらいたいです。やはりこの明暗がはっきりしてないと、点字ブロックがあってもなかなか、弱視の方は、わかりにくいということがあるので、ガイドラインの方では輝度比1.5から2.5ということで書かれていると思いますが、輝度比2.5、ということとを、よく視覚障がいの方は望んでおられます。あとは点字ブロックをただ広く通すだけではなく、しっかりとわかるように縁に色を付けているところもありますよね。南吹田の歩道は結構しているかな。色味をはっきりわかるようにしてもらいたいなと思います。あとこの道路っていうのは無電柱化されるのですか。

担当所管：無電柱化ではないです。遊歩道側は現状が川です。電柱がないですが、宅地側については残した状態になります。

C委員： 無電柱化にしてもらいたいです。あと、道路から歩道に入るときは、これまでだったら段差2センチメートルとされていたと思うのですけど、ベビーカーであったりとか高齢者の方とか2センチの高さは躓きます。そのあたりで、道路と歩道の辺りの段差に関しては1.5センチメートルに下げてもらいたいなと思います。下げ方に関しても、歩道の傾斜がきつかったりするので、できるだけフラットにしてもらいたいです。

担当所管：一つ目の遊歩道と歩道の違いというところについて御説明します。上の川周辺まちづくりと謳っていることもありまして、吹田市の中でもまちづくりの一環として整理をしたい。その中で河川も大阪府の施設、道路も大阪府ということで、府市で連携したまちづくり

事業の中で、散策できるような遊歩道として整備するというのが、河川の暗渠化をした理由となります。合わせて、やはり反対側の歩道、非常に狭いので、これを期に道路両側に拡幅して道路整備をする通常の歩道ということで、色分けさせていただいております。2点目の遊歩道の材質については、岸部と同じかという質問ですが、イメージは同じと思っていただいて結構です。あのようなブロックを敷き詰めて整備して、色味はまた違ったものや、材質も少し変わるかもしれませんが、基本的なイメージは同じです。

担当所管：あと少し補足で。まちづくりって少しわかりづらかったかもしれませんが、川を暗渠化するももとの発案ですね。吹田市と大阪府でいろいろ協議する中で、歩道がないのが課題だったのですが、一方で大阪府さんでしたら、本当は整備しないといけないのですけど両側まで必要かっていうそこまでは必要がないという中で、宅地側の歩道については、大阪府道としての位置付けで整理しますので、先ほどご紹介の普通の府道と同じような黒の舗装。この阪急側につきまして、遊歩道とあえて言っているのは、吹田市がまちづくりとして、系田川から順番に続くこの歩行者ネットワークを、緑の軸ですね。もっと広くいうと、全てはつながってないのですが神崎川からずっと河川沿いを歩いていただけるような工事をしていますので、そういった歩行者ネットワークとして皆さんに散策してもらって、気持ちのいい空間であったりするものを作っていきたいという思いがあったので、府の歩道を作りたいっていうのと、私どもの系田川を散策するルートを作りたいというのが、うまくマッチングしたところでございます。ですので、この遊歩道側は実は吹田市の管理になります。他であまり見ないので、疑問に思われたかと思えますけども、目的を変えて整備を目指しています。

担当所管：そして、幾つかご意見、注意点をいただきました。道路の段差につきまして、これについては確かに全国的にも課題があるっていうのは、私も調べています。もちろん車椅子の方々が通れて、なおかつ、白状で歩道と車道をしっかり確認できるのが2センチ程度だということでバリアフリー化の基準になっているというのが背景ですけれども。ただ、1センチぐらいにするとか、1.5センチとかっていうのが、全国的にも少し事例としてはあるようです。これについてはちょっと検討させていただきたいところがありまして、そして、遊歩道から市道ですので市道のやり方、それから歩道でのことについてはどうしても道路管理者の大阪府との協議になりますけども、ちょっとこのあたりは検討させていただければと思います。あまり段差が小さいと誤って車道に出てしまうことの危険を避けるということが一応本来の趣旨と言われているので、いろんなご意見が国交省の方でもあって、周知がありましたので、これはちょっと検討させてください。

担当所管：点字ブロックでおっしゃっていただきましたように、あまり端に寄せると、それに従って歩いたときに怪我されるようなこともあるかと思えます。場所についてはできるだけ中央寄りで、その辺のバランスを見させていただきたいと思えます。輝度差もずっと言われていることですので、その辺りも注意して選定させていただきます。また、無電柱化が

望ましいのですが、ここはなかなか河川の傍ですので、縦断方向になかなかそういうものを入れるのが、技術的に困難でしたので、ちょっと叶わなかったのですが、できる限り整備できるところは空間をとれるように整備してまいりたいと考えております。輝度差は明確になるように検討してまいります。選定はこれからですので、今日いただいた御意見を設計で反映させていきたいと思います。

B委員： 必ず点字ブロックをどこにどういう形で敷設するかは、私が最初言ったように、やはりその当事者の意見を聞いて反映してもらいたいです。私らも、障がい当事者ですけど、やはり本当の視覚障がいの人が、どこにそういう点字ブロックの必要性を感じるのかとか、当事者の意見を聞いて、必ず反映してもらうように、それだけはくれぐれもお願いしたいです。それとバリアー設置について、今はどういうものを考えているのですか。

担当所管：バリアー設置か、もしくはバリアーなしの注意喚起。その選択になっていまして、単純なバリアーは間隔が 1メートルというのがいわゆる一般的なのですが、車椅子の方々の通行というのがありますので。ただちょっと調べてみると、ちょっと形が車椅子のどこだけ広くて、自転車は通りにくいけど車椅子で通れるような、そういったメーカーさんのものもございまして、それをするのか、設置せずに注意喚起ということにさせていただいて、通れるようにはなります。そうすると自転車がどこまで抑制できるかという、どうしてもバランスの問題もありますけども、どちらにするかも含めて検討したいと思います。

D委員： 上の川のこの道路の完成イメージの部分でちょっとお聞きしたいのですけれど。自転車の走行は、この完成図に基づいて、どういうふうな走らせ方を想定されているのかお伺いしたいです。

担当所管：例えば左側の完成イメージ、豊津駅付近からの完成イメージですと、ここにある、このポールは、これはボラードといいまして、最近よく車が歩道に乗り上げてしまっただけの事故が発生していますので、これは警察からもボラードを設置して、車両が歩道に乗り上げない、突っ込まないようにとされています。バリアーはその奥、歩道の入口側。ちょうど電柱が立っているところの横断歩道コーナーの直交ラインぐらいにバリアーをつけるのか、看板を付けるのか。横断歩道からどうしても自転車がスッと入ってしまうと思いますので、そこで注意喚起もしくは物理的なものを設けるかを想定しています。自転車につきましては基本的には車道を通っていただくという形でございます。幅員はしっかり、今よりも車道に取れますので、基本は今の法律の中では車道を通っていただくのですが、自転車利用者の方もちょっと車が怖いから、歩道側に入ってみようかと思ったときに、いやいや、歩行者の安全性もあるんですよという注意喚起をさせていただくのか、もう物理的に入れなくするののかというところをちょっと今後検討させていただきたいと思います。

D委員： 最近は車の走行帯に矢印で水色のマークで書いてあるでしょ。そういうのはここでは無理なのですか。幅的に。

担当所管：幅的にちょっと厳しいです。また、前後も全くそういう走行帯がないため、逆にこの300メートルだけに設置すると危険だと言われていますので、青の矢印みたいなものをつけるような整備は今回ちょっとできないです。

D委員：遊歩道側には、自転車の走行帯を書いたような、標識か何か作るのですか。

担当所管：宅地側も、遊歩道側も自転車はすべて車道側を通っていただくと。

A委員：遊歩道は基本的には自転車の乗り入れは一切認めないということですよね。道交法でも高齢者の方とか、子供さんは一部歩道通ってもいいですよということなので、今、岸下さんがおっしゃったように基本は車道走行ですが、高齢者や、子供さんが自転車で通るときはこの場合、整備された歩道の方を通るという認識でいいですか。

担当所管：遊歩道側も歩道と同じように使っていただける形ですので、色目とか違いますけれども、今おっしゃった高齢者や、お子様が通っていただくのは、それで結構かと思います。

A委員：先ほど何人かの委員の方から、バリカーのことだとかも御意見あったのですが、自転車対策で物理的に入れないようにということで設置されているのですが、バリアフリーの面から考えると、車椅子の方の走行、通られるのに支障が非常に多いですし、私たちもやっぱり目にしています。視覚的にも、注意喚起という意味では自転車の乗り入れができないですというのを表示板はよく見かけるのですが、例えば路面にそういう塗装をしていただくとか、これ上の川も距離としたら結構長いですかね。300メートルですよ。そうしますと、途中から入ってこられた方とか、自転車で入ってこられる方なんかには、標示が途切れていたりすると、分かりづらいとかいうこともあるかと思っていますので、そこは工夫していただけたらと思います。植栽についても、最初に事務局の方からも言ってくださったのですが、やっぱりこの面を確保していても、植栽の伸び具合とか、植えられる木の種類によって枝の張り方、細かいことですが、車椅子の方の視線だとかベビーカーの赤ちゃんの高さに、枝が目に入るような樹木とかいうのもあると思いますが、樹木の選定とかも考慮いただけるとありがたいかなと思います。実際、申し訳ないですけど頻繁に刈込みにこられるわけではないと思いますので、どうしても枝が伸びている時期とかもあると思いますので、そこは木の選定で、工夫していただけたらいいかなというふうに思います。

担当所管：遊歩道側の植栽化なのですが、ちょうど下に川のボックスがきますので実はあまり高い木は植えられないのです。ですので、どちらかというと地被類のようなものを今考えていますけども、雑草が伸び放題になって、歩行者とか車椅子の方にかからないようにだけは注意しながら選定させていただきたいと思います。

C委員：まず1点が横断歩道。横断歩道を一つ渡らなければいけないことになると思うのです。あと垂水上池公園へ入るのに、車椅子の当事者は、入口にハートフルゲートっていうのがあって、ガーッと回して入ることになりますが、あれを撤去してもらいたい。あれ、車椅子利用者は回せないし、入れないです。いまどきハートフルゲートを置いている意味がわからない。もっと障がい者でも自由に入れるような公園にしてもらいたいと思います。

す。横断歩道でいうと、安全の観点でエスコートゾーン。点字を途切れさせないようにということで導入を考えられておられますか。

担当所管：エスコートゾーンは横断歩道の上にも点字がされているというものだと思いますが、この垂水上池の方はつかないです。

B委員： 危険ですよ。ここは結構交通量も多いですから。楽しんでいただくための歩道ということであればそういったことも検討いただければと思います。

担当所管：府道になりますので、いただいた意見を大阪府さんに伝えるようにしたいと思います。

B委員： 今日茨木土木さんは来てないですよ。我々は茨木土木さんと、何回も一緒に歩道のバリアフリー調査とかデコボコの調査とかをやっています。総合福祉会館から豊津の駅までの歩道も3年ぐらい前にやったし、当事者だけでモノレールの東公園からパナソニックスタジアムの自転車が通るところの歩道もやりましたが、一向に改善されていないです。ここなんか特に見たらわかるように、スーパーのとなんか特に危険で危ないです。あそこのパナソニック東公園口からパナソニックスタジアムまでは、会長が言われたように、点字ブロックの上に木が覆いかぶさっていますよ。点字ブロックはもう全然何の意味もなしてないです。だからそこら辺も今日はちょっと言いたかったんですけど。そういうことがないように吹田市も必ず年に1回ぐらいはと手入れとかちゃんとしてもらいたい。ここに植栽を設けるのですよね。そういうところが一番、雨風でやっぱり木が揺れたりしたらそういうふうになるから。岸部南の方は市道ですか。では管轄は吹田市ですね。反射板みたいなのはつけて欲しい。

担当所管：今回のうち、道路室の方で岸部南の方を御説明させていただきました。ここはもともと民地の用地を買収できれば、整備ができるということなのですが、高さ関係については特に縛りがないので、バリアフリーのガイドラインに基づいたような形でできるかと思うのです。ただ、道路施設の方では、既設の、現状、今歩道がある部分の、歩道の再整備といったところで、どうしても高さ関係は民地の高さ、道路の高さがあるので、それをすり合わせるしかないです。先ほど最初に担当から話しましたが、今街路樹があるところの歩道が狭いというようなところもたくさんあるかと思います。ただ街路樹もやっぱり目的があって植えられている要素もありまして、一概にすべてぎりぎりまで切って、全部の歩道をちょっとでも広げますというのなかなか難しいかなとは思いますが、他のところでちょっと街路樹で、どうしようかなと思っているところもあるので、その辺で何か御意見を聞けたらと思います。

C委員： 街路樹を植えて何年かすると、どうしても根上がり出てきます。あれが車椅子利用者にとっては、すごく障害になります。その辺の整備点検で、そういったことがないように、今後どうしていかれるのですか。

担当所管：こちら点検とかまわらせていただいて、そういったところから整備をさせていただいているのですが、なかなか追いついてないというのが現状です。

C委員： 本当にそういうところが多い。吹田の歩道ってすごく整備されてないです。自分たちも電

自動車椅子で行くとタイヤの減りがすごく早いです。いわゆる路面がザラついている。坂が多いのもありますけど。その辺は、走りやすい、歩きやすい歩道っていうのを作ってってもらいたいと思います。歩くための歩道ですからね。

担当所管：その中で樹木も、やっぱり景観ですとか、環境とかいろんな調整があるので、そういった中で、離合ができるように、連続した植栽があるとなかなか狭い歩道で離合できないので、極力広く取れる場所を増やすとかいったことはできないかなと思っております。その辺でいろんな意見を聞かしていただけたらなと思っております。

E委員： バリアフリー推進というのを担当として持っているのですけど。今、道路特定事業が概ね100%に向かって近づいてきていまして、既存の基本構想等々、来年度以降の予算要求、この3月の定例会にするのですけど、基本構想の見直しなども今考えています。その中で、国が定める年次目標の中で、エスコートゾーンというのは言われております。吹田市内にエスコートゾーンがあるのが、大阪大学の中とか、民間しかない中で、やっぱり重点整備地区内の横断歩道で、横断歩道の表示のあるところで特定経路との接合部分というのは、原則2025年までに100%を目指しましょうと、国の方針の中であります。来年度、見直しをしていく中で、吹田市としてもエスコートゾーンというのはちょっと掲げていきたい。今まで、交通管理者である警察とも話をしていた、道路管理者だ、交通管理者だという話では、やりとり進まないの、基本は道路管理者でやっていくものなのかなということ、来年度、当然茨木土木さんも委員の中に入っていますし、そこはちょっとオーソライズしていきたいなと思っています。特に豊津は、この交番前とか、歩道のところで誘導ブロックによって、この横断歩道の向きをうまく合わせて、この向きに行ったらありますよっていうふうな点字をしていただくのですけど、なかなかできないところもあるので特に蓮華寺橋のところも、反対側は対策はできるのですけど、こっち側がなかなかできないということがあります。ですので、申し訳ないのですけど、ここは最終、府道というところで、大阪府さんと、よくお話いただいて、大阪府さんも、この基本構想の見直しの中で位置付けられたら、やっていくようになるのかなと思いますが。先んじてその辺は、検討の方よろしくお願ひしたいと思います。というのと、それに合わせて、当然、岸部の方も、重点整備地区内だけど特定経路、生活関連経路にはされてないのですけど、これのちょっと駅側に行ったところに横断歩道があると思うのですけど、そこも一つ。今後そういう中でやっていくのでしたら、エスコートゾーンっていうのは、ご検討いただけたらというところで、D委員としてお願いさせていただければと思います。

担当所管：上の川の整備は今、河川を暗渠化する工事をやっていますので実際に上面整備するのは令和6年度以降、ということでもまだちょっと間がありますので、先ほどおっしゃっていただいた基本構想の見直しの中で、大阪府さんともしっかりと枠組みの中で考えていただいた中で、私どもも協議していきたいと思っています。

B委員： エスコートゾーンとはどういったものですか。

- E委員： 横断歩道で白いラインあるじゃないですか。その中に、警告ブロック、点々の。あれを白と黒で、白いラインは白で、舗装のところは黒の部分で点々という警告ブロックをずっとやっていくのです。そこを白杖の方が、どこに向かっていくのか、どういう方向に横断歩道があって、どう渡ればいいのかっていうところをお示しする点字ブロックになります。
- B委員： それは今市内でどこにあるのですか。
- E委員： 市道、府道含めて、今はないです。市内でいきますと、大阪大学の中で、ロータリーとか、大阪大学の敷地内でやられているところはあるのですが。道路というところでいくと今はないです。
- B委員： それは2025年までに、必ず整理しなさいとなっているのですか。
- E委員： 目標ですね。重点整備地区の特定経路で交通の状況等を見て、横断歩道が設置されているところは、100%を目指しましょうというのが国の目標として定められているという状況です。
- C委員： 警視庁の方からもね、通達しっかり出ているのでね。その辺りも含めて、実際吹田市で、今後のまちづくりの基本構想としては、地区で立てられていると思うのですが、吹田市としてきちっとしたマスタープランですよね。しっかりとマスタープランを立てていきなさいというふうになっているので、吹田市としてどういうふうなまちづくりをしていくのかということでしっかりとしたマスタープランの作成ということを希望いたします。豊中は、去年作って、そういう面で吹田市は遅れているのでね。
- B委員： 南吹田が今直近では基本構想を策定しましたよね。豊津の方もやっぱり、スパイラルアップって見直していかないことには駄目ですよ。岸部とか万博記念公園とか桃山台。これも基本構想を策定していますが、見直してないです。最初の基本構想策定委員会作ってから。桃山台にしても岸部にしても、基本構想を作って、1回だけ会議とかをして、現地調査とかをして、それっきりなんです。ついこないだ南吹田が現地調査やりましたよね。いろんなところはやっぱり、まだまだ障がい当事者には使いづらいところがいっぱい出てきています。だからそういう形で見直しをやっていかないと。豊津の方も、豊津駅を中心とした、バリアフリー基本構想とか、そういう予定は全然ないですよ。
- E委員： 吹田市としては、平成15、6年に、江坂、吹田、豊津いう3地区を一つにした部分で基本構想を一番最初に作ってるんですけど、これはまだ交通バリアフリー法の時に作ったもので、新法等々に対応していないという状況だったんですけど。基本的に吹田市、ずっと特定計画の整備を進めてきたんですけど、なかなか進捗率が上がらない中で、まずは、当時、平成32年、令和2年に100%道路っていうのを目標にしていたので、とにかく進捗率を上げよう。見直しも必要だけど、今あるもの、今計画しているものを、とにかく整備率を上げようという方針のもとにやってきました。今ちょっと先が見えてきたと。令和5年度で概ね100%っていうところで今道路室の方に整備していただいているので、先が見えてきたので、そういうちょっと法律が改正する中で対応できてないところがあるので、今後やっていこうかっていう、今そういうところで、予算をこの3月

に要求していくという状況ですので、そこは御理解いただきたいと思います。

B委員： その前に吹田市内の歩道。今ここに来るまでもすごいデコボコでした。新たに綺麗に舗装されていますけど、斜めになっていたりします。夜に走ったら危ないでしょ、車椅子。傾斜がちょっと急ですし。せっかく綺麗に舗装したのにね。まだまだ危険だと思います。あそこは府道ですか。

担当部局： 豊津のところからは府道ですね。先ほど言いましたように、既設の、高さが決まっているところをできるだけ緩やかにとかいうところは考えてはいるのですが。全く勾配なしにしていくようなことができないというところは、現状、既設のところは、難しいというのがありますね。

B委員： 話が逸れるのですがね。前も聞いて、はっきり答えられなかったのですが、吹田市内の公園で、バリカー設置している公園って何ヶ所ぐらいありますか。

担当部局： すいません。今日は、道路室と地域整備室のみで、公園みどり室は来てなくて分かりかねます。

C委員： 先ほどのハートフルゲートの撤去も考えてください。

担当部局： 公園みどり室の方には伝えておきます。

A委員： 他の委員の方からお声があったのですが、バリアフリーを進めると同時に自転車ユーザーさんの意識改革も必要かなと思うところをよくお見かけします。遊歩道が整備されたらされたで、自転車の方が縦横無人に走っている姿とかもお見かけします。一般道路でも、歩行者と自転車の交通事故とかも案件になっている中で、遊歩道を安心して、歩行者それから車椅子ユーザーの方を含め、障がい当事者の方が道路使用されると思いますが、その中で自転車との共存、もしくは自転車の方、ユーザーの方への意識を持っていただく必要があると思います。基本的には自転車は車道部分を走行するのですが、高齢者の方だとか、子供さんは歩道走行OKだけでもという、その啓蒙といいますか、お伝えの仕方ですよね。ちょっとその辺りもこういった新しく道路が更新されるタイミングで、表示等、キャンペーンとかがいいのかわからないですけども、これからしていただけたらなと思います。歩道を整備することで車からの安全確保ができたものの、その次の自転車から身を守らないといけないというようなことになりかねないのです。その辺りは何か当事者の方からもアイデアを出していただけたらなと思います。

C委員： 上の川も、岸部の方も、道路の方に関して、ブルーレーンですかね、自転車の走行レーンをひくという構想はされているのですか。

担当部局： 自転車の走行レーンを設置する計画はございます。順次進めてはいつているところですが、今回の岸部の方はその路線には該当していません。まず市内全域の中で、優先的にどこに、自転車の専用レーンを設置するのかという計画を立てた中で、そこに該当する部分を順次今、進めているところです。上の川に関してはその路線ではないのですが新しく整備するという中で何ができるかっていうのを検討させていただいて、警察

とも協議したのですが、なかなかしっかりとした幅員がまず取れないという部分と、もう一つは、300 メーターの区間だけで前後が全くそういう走行帯がないので、逆に危険が生じるのではないかという御意見を警察からもいただきました。ただ、路肩が走りやすい仕上げにはします。路肩って勾配がついていますから自転車は走りにくいですが、それをできるだけフラットに近い状態の整備にして、端でも走りやすいような形にはさせていただきたいと思っているのですが、その青の矢印を書くところには至ってない状況です。

E委員： 上の川は大阪府道になるのですが、一応大阪府さんは大阪府さんで、10 年整備計画っていうので、優先的に自転車レーン整備していきますよという計画をお持ちですけど、残念ながらこの上の川については入っていない状況です。その後 10 年ですら優先的にやった次の段階で、どういうふうになっていくかというところを見ていかないといけない。今ありましたように吹田市は吹田市として、当然大阪府さんにも入っているんですけど、自転車利用環境整備計画という中で、市道 40 キロを 10 年でやっていこうっていう計画を持っておりまして、その中には岸部は入っていないんですけど、ここも優先度 3 段階に分けて、市内を計画的にやる整備は進めている状況です。その次、10 年の中では、選ばれてない路線にはなるのですが、その後どうしていくかっていうのはまた今の整備計画を完了した後に、考えていくようになるのかなと思います。

C委員： 中途半端ですよ。せっかくだから。300 メーターだからってということで、それをしないということは。300 メーターだから、それができる、きちっとした整備をしていくっていう考え方の方がいいのではないかなと思うのですよね。

担当部局：限られた空間の中で、どういった整備ができるかということを我々も考えているのですが、そういった御意見もいただきながらになるのですが、計画に入っていないというところもあって。次の大阪府さんの所でまた候補に挙がってくるかと思うのですが。

B委員： 案件に挙がっている二つはね、整備されているのですが、道路はずっと続いていますよね。整備される以外の周りというか、その延長線上の道路はどうなるのでしょうか。ここだけ私たちが車椅子で快適に走れて、それ以外は全然整備されてないとか、車椅子は走れないとか。そこら辺はどうなるのですか。上の川もそうなのですが、岸部南の方はどうなるのですか。

担当部局：岸部南に関しましては前後の歩道の整備は終わっております。吹田市内に関しては、両側には歩道があって、そこと繋がるような形には今回考えております。今回の場所はもとも市の土地じゃないので、用地買収を行っていきなさいいけない場所だったので。今回やっと動き出したというか。摂津市さんとの市境まではあるのですが、ただその先の摂津市さん側の歩道が繋がるかというと、ちょっとそこまでは今は繋がってはいかないのですが、吹田市内の方では、一定繋がる形にはなります。

B委員： 上の川から垂水上池公園までのこの延長線上のところはどうなりますか。

担当部局：この上の川整備事業なのですが、ここは本当に、歩行者の安全確保というのが長年の地域の課題でして。古くから、吹田市も茨木土木様とも協議を重ねてきましたが、なかなか、どうしても川の管理者さんとの協議がちょっと難航しておりまして、連携をしてようやく事業化に至った経緯がございます。本当は伸ばしたいところではありますけど、まずはできるところ 300 メーターをまずやらせていただきまして、それでも現在危険なところの区間が解除されるというところで事業やらせていただいております。その先についてはまた今後、大阪さんとも協議を重ねていきながら何とかしていきたいというふうに思いますが、まずはやれるところからやるという形で、安全な空間を少しでも確保させていただきたい事業になります。

B委員： これ現状の写真があるのですけど。今この車椅子って、道路狭いですよね。走れること走れるけど。その整備される以外の、公園から関大前の方に行ったところは、整備されないですよね。そしたら車椅子とかはどうですか。走れないことはないと思うのですが、やっぱり危険性を伴いますよね。

担当部局：公園の前とかは歩道は広いですが、そこから北側はまた歩道が狭い区間が続きますので非常に危ない空間だというのは、本市も認識をしております。

A委員： ぜひ早いタイミングで延伸というか、次の最寄り駅の関大前まで何とか早い段階で確保いただければと思います。

B委員： やっぱり誰もが安心安全で使える道路でないと。せっかく遊歩道作るのですから。

担当部局：御指摘はごもっともで、私どももそうしたいところではあるのですが、河川を暗渠化するというのは、片方で大雨対策と背反するようなことになりますので、河川管理者さんは基本的には河川暗渠化はもってのほかだという立場でございます。ですので、ここ数十年に渡ってここを何とかできないかという地域の御要望に答えてこれなかったという現状です。この事業を始めるに当たりましてこの地域にたくさん課題がございます。例えば関大前駅のホームが狭い。或いは、例えば、今の交番前交差点がスクランブルになっていますけど人が溜まる場所もない。あとは、いろんな踏切がいくつかありますけどその安全対策が必要だとか。それが全部揃った上で、パーフェクトな状態で解決案を御提示できるのが理想なのですが、それを待っていたら、今まで何十年とできなかったことが進まないというところですので、私どもちょっと大阪府さんと、まずはできるところからしっかりやって、地域にお示しをして、でき上がったもので課題が何なのかを、しっかりと洗い出して、次の策を練るという方向でできないかというところでは、よく動き出したところでございますので、その辺りは長い目で御覧いただければというふうに考えております。

B委員： やっぱりマスタープランの必要性を感じますね。重点地区の基本構想を作るのではなくて、やっぱりマスタープランを作成して、そういう今言ったような通り、できるところからやっていくという形でね、計画立てて行って欲しいと思います。基本構想をバリアフリー新法から 4 つ作っていますよね。一番最後は南吹田。桃山台、岸部、万博記念公園、そ

れから南吹田。

担当部局：千里山佐井寺地区もございます。

B委員： それはバリアフリー新法の前ですね。交通バリアフリーの時に、JR管内のエレベーターを全部つけたのです。新法ができてからは４つ。その中でこの間、南吹田が調査しましたよね。他のところは全然やっていない。岸部は令和元年にやりましたかね。あと万博記念公園、桃山台公園も全然やってないですよ。

担当部局：いえ、行っています。平成の頃に関大前を行っています。

B委員： 北千里はやっていましたか。

担当部局：やっていたと思いますが、ちょっと記憶が定かではなくて。しかし桃山は行っていますね、平成 26 年頃です。ですので、7～8地域は、点検させていただいています。懇談会の中での現地点検会という形です。

A委員： 先ほども、長年の懸案でという言葉が出ましたが実際、特に豊津の駅前とか工事されているのは、多くの市民の方も見て、地域の方からも、始まったんやねという声をいただきましたので、それだけ期待は大きいのかなと思います。先ほどB委員が、おっしゃってくださったように、せっかくできたのに、なんだ、ここまでかということが終わってしまうのではなく、本当にできるところからおっしゃるのはよく分かるのですが、ぜひその先の計画も、進めていただけたらというふうに思います。

F委員： バリアフリー法を基に作ったものがありますが、そこからあとの説明がされていなくて、それを吹田市としてどうするのかみたいなのが、ちょっと気にはなっています。作っただけではどうしようもないので、みんながちゃんと使えるようにしてほしいと思います。どこでも行政はそうですけど、市民に意見を言うてください、と言うけれど、どこまで反映されているのかさっぱり分からない。それってどうなのでしょう。

A委員： 意見を言うてくれというけれどということですよ。

F委員： 聞けないことも分かるのですが。予算がないとか、ここはこうだから、こうなりますとか言われても、私たちからしたら、それなら聞かなくていいじゃないか、と感じますし、何故なのか。おかしいと思います。

A委員： ありがとうございます。せっかく意見を言ってもらって、さんざん言っても、というのは他の会でも聞かれます。せっかく、こういった場だとか、他の場でもそうですけど、貴重な御意見をいただいたところなのでぜひ活かしてもらいたいと思います。こんなこと言ったら怒られますけど、言う気も失せてくるっていうのが正直なところですから。そういうことのないように。できなかったところはさっき言うてくださったように、さっきの計画で何とか検討しますとか、実際その検討された結果が、また数年後 5 年後 10 年後になるのか、それとももっと思ったより早いスパンで行なえるということになるのか、分からないですけど、結果の方も何らかの形でお示しいただけたらいいかなと思います。是非どんどん御意見をください。

B委員： すいません。これは吹田市さんの管轄かどうか分かりませんが、商店街の歩道につい

て。商店街の歩道、スーパーの前とかそういう場所に自転車をいっぱい停めていますよね。そうしたら歩道の点字ブロックの上に停めていたり、歩道の半分以上自転車を停めたりしてね、なかなか通りにくいところがあります。そういう時はどこに言っていったらいいですか。それはスーパーに直接ですか。

担当部局：商店街によってもその歩道が、市が管理している道路の場合もあれば、民地側のそういうスペースの場合もあるので、道路室に一旦は電話して言っていただいても構いませんし、そこは調べて、担当へつなぐ形にはなるとは思います、分かなければもう 1 回言っていただければ、探させてもらって、そこに伝えることしかできないかもしれないですけども。

B委員：吹田市さんとしては、そういう周知徹底とか、なるべくちゃんと自転車を整理して止めてもらうようにとか、そういうのはできないのでしょうか。

担当部局：こちらにも自転車担当の部署があるので、そういうところでは一応放置防止活動とか、特に駅前などに放置禁止区域っていうのを設置しており、徹底して、看板等を立てている状況です。その中であれば、放置自転車担当の総務交通室の方に御連絡いただければ、放置されていたら撤去もしますし、そういう商店街でそういうところがあるのであれば商店街の方にちょっと指導というか、声掛け等々はさせていただいていますので、こちらの方に御連絡いただければ。

B委員：なぜ今日これを聞いたかという、この間、名前は出したらいけないけれど、旭通商店街のスーパーの前で、白杖をついた人の杖が自転車の車輪にはまってしまったんです。はまって抜けるまですごく難儀していました。だからあそこは本当に危ないですよ。ガードマンがいて、ガードマンが整理しているけれど、追いついてないです。

担当部局：旭通商店街は歩道の中の道路側の方に一応商店街で管理して停める駐輪場がありますよね。

B委員：みなさん店の前に停めています。店の前との両サイドに、道路を塞いでいるという形です。それで道路の方は有料の駐車場みたいになっているかと思います。

担当部局：そういった場合は担当の方へ御連絡いただければ。

B委員：イオンの前はだいぶ自転車置き場を整理されていますけど、何か事故とか起こってからじゃ遅いと思います。だから、スーパーの店員さんにも、ちゃんとしないといけないと言いましたけど、分かりました、というくらいでした。まあガードマンは付けているということかと思いますが。あそこはちょっと危険ですね。

A委員：店の管理もそうですし、自転車を使うユーザーさんも意識の方が必要ですね。

C委員：歩道でいうと、バス路線なのですが、バス路線にきちんとした歩道がないことがまだまだ多いです。片側歩道のところがあったりとか、本当に歩道がない、路側帯しかないというようなところがあるので、そういったところを整備してほしいですね。一方通行化するのがあるのかとか、いろいろあると思うんですけど、自分たちは本当にバスが通ったり、車が通ってきたりしたときに、端に寄ってしまいます。端に寄ったことによって、溝に

落ちてしまうということが本当にありえます。その辺の、いわゆる側溝をきちんとつけるであったり、整備をしてもらいたいと思います。できるだけ、細い所にそういうところがあるのであれば、きちっとした側溝をつけて、道幅を広げるとかの整備をしてほしいです。

C委員： 自分の住んでいるところはバスが多く通るうえに片側歩行です。まっすぐ行くとエキスポシティがあるんですが、ずっと上がっていくと片側歩行しかなくなってしまうため危険です。

担当部局： その部分に関してはよく御意見もいただいております。課題だというのは認識しております。どうしても、土地を買収していくという形でしか拡張できないようなところが、たくさんあるかと思うのですが、そこを含めて、仕方ないではなく何とか順番に工事していくことができた、という思いは持っています。ただ、すぐさま動けるものかという、なかなか難しいことがありますけれども、認識はさせてもらっていますし、他にもいろんな場所でそういうところがあれば、言っていただければ、調査とか、どういったことができるのかというのは考えさせていただきます。

C委員： 安全に通れるようになるということですね。車のことより人間のことが。

担当部局： はい。

A委員： 市内の歩道で、今回は2つの案件、道路整備ということで、頂戴していますけれどもまだまだ歩道整備について、ここではないところが、今たくさん委員からも御発言ありました通り見受けられると思います。せっかくこうして道路の更新だとか整備で整えられるタイミングですので、ぜひ良いものをお願いします。全ての人々にとって、通行しやすい歩道の確保ということを視点に御尽力いただけたらなというふうに思います。民地の買収について、今回出していただいた2番目の案件の岸部南1号線のところも、もう正直私も長年、これはもう手がつけられないのかと思う気持ちで諦めていたのですが、今回こういう形で改良されるということですね。スピード感についてはおっしゃる通り、時間がかかるものもあるかもしれないですけど、そういった市民の声を汲んでいただいて、ぜひ良いものを作っていただけたらなと思います。先ほど委員からも御発言があったように、何回言っても変わらないと言う気も失せるではないですけど、そういうことのないように。できるところを、できるところから整えていただければと思います。それでは本日いただいた御意見ぜひとも参考にさせていただいて、是非良いものを整備していただければと思います。ありがとうございました。